

大島町南自治会会則

昭和35年 4月 1日 制定
平成 2年 2月13日 改正
平成15年 4月 9日 改正
平成19年 4月12日 改正
平成20年 7月15日 改正

1 名称、組織

(名称)

- 第1条 この会は、大島町南自治会と称し、事務所を会長宅におく。
② この会の会計業務は、会計担当者の居所（若しくは住所地）で実施する。

(組織)

- 第2条 この会は、大島町2丁目、3丁目、4丁目および田代本通の一部に居住するものをもって組織する。
② この会の運営を円滑に行うため、別に定める区分により、地区、組を設け、地区委員、組長をそれぞれおく。

2 目的、事業

(目的)

- 第3条 この会は、居住者が民主的に協力して町務の円滑な運営を図り、会員相互の親睦と福祉を増進し、明るく住みよい「町づくり」に努力することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 防犯・放火・その他災害防止に関すること。
 - 2 社会教育に関すること。
 - 3 民生福祉に関すること。
 - 4 保健衛生に関すること。
 - 5 親睦修養に関すること。
 - 6 連絡、渉外に関すること。
 - 7 募金、寄付金に関すること。
 - 8 老人会の援助に関すること。
 - 9 子供会の育成、援助に関すること。
 - 10 その他役員会において必要と認めたこと。

3 役員、選出

(役員)

- 第5条 この会に次の役員をおく。
- 1 会長 1名
会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
 - 2 副会長 1名
会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 会計 1名
金銭出納を担当し、決算報告をする。
 - 4 会計監査 1名
会計業務を監査し、総会に報告する。
 - 5 地区委員 4名
地区内の組長と連携し、地区を掌握する。
 - 6 その他の役員 若干名
官公署より委嘱され特定の任務をもつものおよびこれに準ずるものとし、会との連携をはかり、任務の遂行にあたる。

(顧問)

- 第6条 この会に顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱

する。

② 顧問は、会長の諮問に応じ、重要事項の審議に関与する。

(役員を選出)

第 7 条 この会の役員は総て総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

② 役員は任期を過ぎても後任者が選出されるまでは、その任にあたるものとする。

③ 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会 議

(会 議)

第 8 条 この会の会議は、次のとおりとする。

1 総 会

定時総会は、年度始に会長が招集し、事業計画、予算、決算、役員の変更等の重要事項を審議決定する。その他必要に応じて臨時総会を招集する。

総会は、役員の出席によりこれを開催することができる。

2 役 員 会

必要に応じ会長が招集し、会則ならびに予算の範囲内の会務を協議、処理する。

3 委嘱者選考会

官公署の委嘱者について、改選期ごとに会長が招集し、推薦者を協議、決定する。

4 地区会、組会

その単位の地区委員または組長が招集し、必要事項の伝達、協議、処理を行う。

(会議の決議)

第 9 条 議事は、出席者の過半数の賛成によって成立し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会 計

(経 費)

第 10 条 この会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

② 会費は、1世帯1ヵ月200円とし、各組ごとに徴収し、地区委員を経て、会計に納める。

③ 転入者がこの会に入会するときは、加入金として1世帯500円を申しあげるものとする。

④ 転出者に対しては、原則として会費の返金はしないものとする。

(弔 慰 金)

第 11 条 会員に不幸があった場合は、次の弔慰金を贈るものとする。

世帯主・家族とも 5,000円

(会計年度)

第 12 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

付 則

(会則の改廃)

第 1 条 この会の会則変更の必要が生じたときは、総会に諮って決定するものとする。

(施行期日)

第 2 条 この会則は、昭和35年4月1日から施行する。

② この会則は、平成2年4月1日から一部改正して施行する。

③ この会則は、平成15年4月1日から一部改正して施行する。

- ④ この会則は、平成20年4月1日から一部改正して施行する。
- ⑤ この会則は、平成21年4月1日から一部改正して施行する。